

掛川市小規模保育事業運営事業者募集要項

[目次]	頁
1 募集の趣旨 -----	1
2 応募資格等 -----	1
3 募集内容 -----	2
4 補助金制度 -----	3
5 応募方法 -----	4
6 事業者の選定 -----	5
7 別表第1（施設の条件） -----	6
8 別表第2（応募申請書類一覧表） -----	8

問い合わせ先

掛川市こども希望部こども政策課こども政策係

〒436-8650 掛川市長谷1-1-1

電話 0537-21-1211

メールアドレス kodomoseisaku@city.kakegawa.shizuoka.jp

令和2年7月

掛川市

1 募集の趣旨

掛川市では、待機児童数ゼロを達成するため、保育所等の整備を進めてきました。しかし、女性の就業率の向上により共働き世代が増加していることや核家族化の影響などにより、待機児童の解消には至っていません。

掛川市では、増え続ける保育需要に対応するとともに、安心して子育てできる環境を整備するため、小規模保育事業の運営事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 応募資格等

(1) 応募資格

事業者は、以下の全てに該当する法人とします。

ア 応募申請書類の提出の時点で、静岡県内において次に掲げる施設を2年以上運営している法人であること。

(ア) 児童福祉法第39条第1項の保育所

(イ) 学校教育法第1条の幼稚園

(ウ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項の認定こども園

(エ) 児童福祉法第6条の3第10項の小規模保育事業の用に供する施設

(オ) 児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をしている認可外保育施設

イ 社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人又は株式会社であること。

ウ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、小規模保育事業とそこで実施する様々な子育て支援に関する事業を運営するために必要となる十分な資力、社会的信用、技術的能力等を有し、継続的に安定した事業を遂行できること。

エ 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。

オ 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び児童福祉施設の設備運営基準等の関連法令や通知等を十分に理解し、遵守できること。

カ 掛川市の保育行政と子育て支援に関する様々な施策を理解し、これに対して積極的に協力しながら認可保育所の運営に当たる意思があること。

キ 利用者及び地域との信頼関係を築くことができる者であること。

ク 申込時点において、自己資金として年間総事業費の12分の1に相当する額以上を普通預金、当座預金等により有するなど経営が安定していること（経営の安定性を証明する文書が提出された場合を除く。）。

(2) 欠格事項

次のいずれかに該当する法人は、応募者となることができません。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

- ウ 地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者
- オ 引き続き2年以上その営業に従事していない者
- カ 法人又は法人が運営する施設について、法令に基づく改善の命令、事業停止又は業務停止等の処分を受けたことがある者
- キ 国税、地方税等を滞納している者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員である者
- ケ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者
- コ 過去に児童福祉法第58条第1項の規定による認可の取消しを受けた者
- サ 過去に子ども・子育て支援法第40条第1項の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けた者
- シ 児童福祉法第35条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者
- ス その他市長が小規模保育事業の事業者として適当でないと認める者

3 募集内容

募集内容は、次のとおりです。

(1) 施設区分

小規模保育事業 A型

(2) 募集施設数

1施設

(3) 定員

18人とし、年齢別の定員設定は、次のとおりとする。

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	合 計
定 員	6人	6人	6人	18人

(4) 開所予定日

令和3年4月1日

(5) 募集区域

掛川区域

※ 既存の保育施設の運営に支障を来さないよう、適切な距離を保つこと。

(6) 施設の条件

別表第1に掲げる条件を満たしていること。

(7) その他留意事項

事業の実施や管理運営に当たっては、次に掲げる関係法令等を遵守すること。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）

イ 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）

ウ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

エ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び保育所に関連する通達

オ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

カ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

キ 掛川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年掛川市条例第6号）

ク 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

ケ 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）

コ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）

サ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他労働関係法令

シ 掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号）

ス 掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号）

セ その他認可保育所の運営を行うに当たり遵守すべき法令

4 補助金制度

(1) 施設改修費補助金

ア 施設改修については、国の「保育対策総合支援事業事業費補助金（小規模保育改修費等支援事業）」を活用できる場合があります。ただし、補助対象事業に該当しない場合や、当該事業に係る予算が成立しない場合は、事業化を中止することがあります。また、補助金額については、予算の範囲内としますので、あらかじめ御了承ください。

イ 補助金を受けようとする場合は、補助金の内示通知があるまで、工事の着手は認められません。

ウ 補助事業により整備した施設を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。

エ 補助金額は、内示額（交付決定額）を限度とします。

(2) 交付の条件

ア 工事に係る入札は、本市における公共工事の手續に準拠してください。

イ 入札の執行については、公告等も含め、事業者自身で行ってください。

ウ 施設改修費補助金の交付時期は、事業完了後、一括払いとなります。

エ 賃貸の建物であること。

(3) 選定後の資料作成等

選定された事業者には、施設改修費補助金の交付に伴う資料のほか、設置認可及び確認作業において、詳細な資料作成を依頼します。資料については、その都度依頼するので、速やかに作成し、及び提出するようお願いします。

5 応募方法

(1) 提出書類

別表第2（応募申請書類一覧表）のとおり

(2) 提出期間

令和2年8月24日（月）から同年8月31日（月）まで

※ 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く。）

(3) 提出場所

掛川市こども希望部こども政策課こども政策係

(4) 提出部数

正本1部、正本の写し8部、合計9部

(5) 提出方法

事前に電話連絡の上、上記提出場所に持参してください。

(6) 質問の受付

ア 受付期限 令和2年7月29日（水）午後5時15分まで

イ 受付方法 質問票（任意様式）に記入の上、上記提出場所に持参するか、FAX又は電子メールにより提出してください。

※ 電話や口頭等による質問及び受付期間終了後の質問は受け付けません。

ウ 回答方法 予定回答期限は令和2年8月5日（水）とし、ホームページで公開します。

(7) その他留意点

ア 受付時の書類確認に時間を要する場合がありますので、事前に電話連絡をお願いします。

イ 提出書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、A4縦型又は横書、両面印刷で作成してください（図面類はA3サイズも可）。

ウ 各様式・資料ごとに間紙を入れ、間紙にインデックス（タイトルは応募申請書類一覧表を参照）を付し、1部ずつA4縦型フラットファイル等に綴じ、背表紙に応募事業者名及び施設名（仮称）を表示してください。

エ 提出書類及び添付書類に不備や記入漏れがないか確認の上、提出してください。

オ 市長が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

カ 提出期間内における書類の差し替えは可能ですが、提出期間終了後は、本市が指示した事

項を除き、原則として差し替えはできません。

キ 提出書類は、掛川市情報公開条例の規定に基づき、同条例第7条各号に掲げる不開示情報を除き、開示対象となります。

ク 提出された申請書類等は、返却しません。

ケ 応募に要する費用は、応募事業者の負担とします。

コ 書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

6 事業者の選定

(1) 選定方法

市が設置する掛川市保育施設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）における審査結果に基づき市長が決定します。

ア 1次審査 事務局による書類審査

イ 2次審査 委員会による書類審査及び面接審査（法人によるプレゼンテーション）

※ 日時、会場、面接方法等については、決定次第、通知します。

(2) 選定基準

掛川市保育施設運営事業選定審査要領に基づき総合的に評価します。

ア 教育保育の理念

イ 理念に基づいた教育保育の具体的な計画

ウ 職員の確保

エ 職員の資質向上

オ 家庭や地域との連携

カ 園児の健康管理

キ 安全対策

ク 多様なニーズに対する対応

ケ 資金計画及び経営実績

(3) 選定結果

ア 選定結果については、可否にかかわらず、全応募者に文書で通知するとともに、選定された事業者の名称、所在地、小規模保育事業の実施場所等を市ホームページに掲載します。

イ 応募数が募集定数を超えない場合でも、審査結果が選定基準に達しなければ、選定事業者にはなりません。

ウ 選定された事業者が辞退した場合や選定が取り消された場合は、審査結果により、一定の基準を満たした次点の応募事業者を選定事業者とすることがあります。

別表第 1

施 設 の 条 件

区 分	条 件
基本的な事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 選定を受けた事業者自らが運営すること。 2 法令、通知等を遵守し、質の高いサービスを提供すること。 3 保育内容については、保育所保育指針に基づき、保育計画、指導計画等を作成して実施すること。 4 開所時間は、7時から19時までの間で11時間以上とすること。 5 休園日は原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律の休日並びに1月2日・3日及び12月29日から31日までとすること。
施設に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の構造及び設備については、建築基準法、消防法その他関係法令、通知等を遵守すること。 2 乳児室及び保育室は、当面の待機児童の状況に応じて入所の弾力化に対応できるよう、余裕をもった面積とすること。 3 送迎用の駐車場スペースを確保すること。 4 予定地周辺住民その他利害関係者との協議を随時行うこと。 5 建築上の制限等について、国、県、掛川市の所管課と調整を行い、適切な対応を行うこと。
資金計画及び事業計画に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金計画及び事業計画が確実に執行できる見込みがあること。 2 土地の確保及び保育施設の施設整備に要する資金は、全て事業者の負担とすること。 3 造成工事、地盤調査、文化財調査、測量、水道分担金その他施設整備について、必要となる費用は、全て事業者の負担とすること。 4 土地、建物、備品等の維持管理費は、事業者の負担とすること。 5 建築費のほか、施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の12分の1以上に相当する額を自己資金として確保すること。 6 土地又は建物は、事業者の代表者及び役員から有償貸与を受けるものでないこと。
設置後の運営に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 小規模保育事業は、事業実施後10年以内に廃止しないこと。また、やむを得ない事情により保育所の運営を継続しがたい事情が生じたときは、市と協議の上で方針を決定すること。 2 各種保育事業、子育て相談、園庭開放等の事業を実施すること。また、掛川市の子育て支援事業に積極的に参画すること。 3 掛川市が行う指導監査により指摘を受けた場合は、指摘事項について迅速な改善措置を取ること。 4 第三者評価を受け、その結果を公表すること。

職員に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 専任の施設長、主任保育士又はこれに相当する職の実務勤務が3年以上の者を常時配置すること。 2 保育士の職員構成は、年齢層のバランスに配慮するとともに、保育士の実務経験が3年以上の者が概ね3分の1以上含まれていること。 3 安定した保育を提供するため、できるだけ正規職員として採用し、労働環境や処遇の向上に取り組むこと。 4 職員の資質向上のため、積極的に研修等への派遣を行うこと。
給食に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について（平成27年3月31日雇児発0331第1号・障発0331第16号）、社会福祉施設における衛生管理について（平成9年3月31日日社援施第65号）など、厚生労働省発出の通知等の内容を遵守し、給食を提供すること。 2 給食及び間食は、自園調理とし、子どもの発達段階に応じて月曜日から土曜日まで実施すること。 3 定員に応じて必要な調理員を配置するとともに、管理栄養士又は栄養士による指導体制が整備されること。 4 アレルギーを有する児童の給食は、アレルギー除去食又は代替食とすること。 5 食材等の調達には、原材料や添加物など十分な安全性を確保すること。 6 調理施設をはじめ、保育施設内の施設及び設備における厳重な衛生管理を行うこと。 7 調理員並びに食事の提供及び配膳に携わる保育士は、月1回検便を実施すること。
健康管理に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 看護師又は准看護師の常駐配置に努めること。 2 児童の健康維持のため、身体計測、視力・聴力検査、手洗い・歯みがき指導などを定期的実施すること。 3 嘱託医と連携し、内科検診（年2回）、歯科検診、耳鼻科検診及び眼科検診を実施すること。
安全対策に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設には、消火用具、非常口その他非常災害時に必要な設備を設けるとともに、非常災害時の対応に関する計画を定めること。 2 避難及び消火に対する訓練を毎月1回以上行うこと。 3 保育中の事故に備えて、賠償責任保険に加入すること。
保護者に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者からの保育内容等に関する意見や要望については、誠意を持って適切に対応すること。 2 常に情報開示に努めるとともに、児童、保護者等の個人情報には慎重に取り扱うこと。

別表第2

掛川市小規模保育事業運営事業者応募申請書類一覧表

提出書類	名 称	備 考
様式1	小規模保育事業運営事業者応募申請書	
様式2	応募者の概要	定款の写し（原本証明要）、登記事項証明書を添付
様式3	履歴書	代表者、理事等、施設長予定者
様式4	小規模保育事業事業計画・運営方針等の概要	
様式5	施設整備計画	図面等を添付
様式6	資金計画等の概要	預金残高証明書を添付 （贈与を受ける際は添付書類あり）
様式7	収支予算内訳書	社会福祉法人以外の法人は、これに相当するもの
様式8	外部監査、第三者評価等の状況	
様式9	施設整備費等概算見積書	工事等見積書（写し）を添付
資料1	財産目録の写し	直近3年分、原本証明要
資料2	財務諸表（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書）の写し（法人単位）	直近3年分、原本証明要、社会福祉法人以外の法人はこれに相当するもの
資料3	社会福祉施設指導監督等法人指導の監査結果通知及び是正改善報告書の写し	原本証明要、社会福祉法人以外の法人はこれに相当するもの
資料4	理事長等代表者の印鑑登録証明書	
資料5	理事長等代表者の住民票の写し	
資料6	納税証明書（法人市県民税、法人税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税）	写しの場合は原本証明でも可、直近のものが全て必要（非課税事業などで証明がでない場合は応募法人からの非課税事業者であることの申告書（任意様式）などでも可）
資料7	運営している保育施設に係る設置認可書の写し	原本証明要、既存運営施設がある場合
その他	保育内容に関する書類（保育課程、年間指導計画、年間研修計画など）	

※ 電子データ（word形式等）を希望される場合は、こども政策課に御連絡ください。

掛川市小規模保育事業運営事業者応募申請書

(あて先) 掛川市長

所在地 _____

事業者名 _____

代表者氏名 _____ 印

小規模保育事業運営事業者の募集に応募したいので、下記の事項について誓約の上、関係書類を添えて申請します。

記

【誓約事項】

- 1 募集要項に規定する応募資格をすべて満たしています。
- 2 応募資格を確認するため、掛川市が関係機関に対し、申請書類を調査・照会資料として使用することに同意します。
- 3 募集要項のほか、関係資料・法令を十分に理解しました。
- 4 申請書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 5 事業者として選定された際は、申請書類及び面接審査において示した内容を遵守し、誠実に履行いたします。
- 6 事業者として選定された際は、掛川市との協議に真摯に対応いたします。
- 7 申込みの内容に相違があった場合は、掛川市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

整備予定施設所在地		
ふりがな 整備予定施設名		
法人設立年月日	年 月 日 (既設法人の場合)	
連絡先	部署名	
	担当者名	
	郵便物 送付先	〒 ー
	電話	
	F A X	
	Eメール	

様式 2

応募者の概要

1 応募者について

名 称	
所 在 地	
法人設立年月日	年 月 日 ※既設法人のみ
定 款	別添 定款(写) ※原本証明要 または 定款(案)のとおり
登 記 事 項	別添 登記事項証明書のとおり ※既設法人のみ

2 令和2年8月24日において応募者が運営する社会福祉施設等の一覧（既設法人のみ）

施設種別	施設名	施設所在地	開設年月日	定 員

※ 開設年が直近の施設から順に記載

3 沿革（既設法人は設立から現在までの状況がわかるよう、できる限り詳細に記載してください。）

年 月	沿 革

理事長（予定者）等代表者履歴書

令和2年8月24日現在

ふりがな	年 齢	歳
氏 名		
現住所 〒	生年月日	年 月 日

年 月 ~ 年 月	最終学歴 ・ 職歴
年 月 ~ 年 月	公職歴（社会福祉・幼児教育・地域活動）
年 月 ~ 年 月	賞 罰
取得年月日	資格等（社会福祉・幼児教育）

様式 3 - 2

理事（予定者）等履歴書

令和 2 年 8 月 24 日現在

ふりがな	年齢	歳
氏名		
現住所 〒	生年月日	年 月 日

年 月 ~ 年 月	最終学歴 ・ 職歴
年 月 ~ 年 月	公職歴（社会福祉・幼児教育・地域活動）
年 月 ~ 年 月	賞 罰
取得年月日	資格等（社会福祉・幼児教育）

※ 人数分作成すること。

様式 3 - 3

施設長予定者履歴書

令和 2 年 8 月 24 日現在

ふりがな	年齢	歳
氏名		
現住所 〒 -	生年 月日	年 月 日

年 月 ~ 年 月	最終学歴 ・ 職歴
年 月 ~ 年 月	公職歴（社会福祉・幼児教育・地域活動等）
年 月 ~ 年 月	賞 罰
保母(父)・保育士・保育教諭 実働期間合計	年 か月
施設長経験の有無	<input type="checkbox"/> 有（ 年 か月） <input type="checkbox"/> 無
資格等（社会福祉・幼児教育）の有無	
・保育士 <input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日取得） <input type="checkbox"/> 無 ・幼稚園教諭（ 種） <input type="checkbox"/> 有（ 年 月 日取得） <input type="checkbox"/> 無 ・ ・	

※ 資格等を有する場合は、資格証等の写しを添付すること。

様式 4

認可保育所事業計画・運営方針等の概要

1 応募の動機について

※ 応募に至る動機等を具体的に記述してください。

2 保育に対する考え方について

※ 応募者の保育に対する考え方を具体的に記述してください。(施設長予定者が記入)

3 設置運営予定地の選定理由について

※ 生活圏域や交通事情等の利便性も含め、建設予定地の選定理由を具体的に記述してください。

4 運営について

(1) 入所児童計画

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
2号・3号	人	人	人	人	人	人	人
保育士配置	人	人	人	人	人	人	人

(2) 職員数 (入所計画数に対する配置職員数)

① 職員の内訳

区分	常勤・非常勤別		計	備考
	常勤	非常勤		
施設長	1人	人	1人	
主任保育士	人	人	人	
保育士	人	人	人	
保健師	人	人	人	
看護師	人	人	人	
調理員	人	人	人	
嘱託医	人	人	人	
	人	人	人	

	人	人	人	
	人	人	人	
計	人	人	人	

② 保育士実務経験者（保育教諭含む）の配置計画

経歴	常勤施設長	主任保育士	保育士	計
10年以上の経験者	人	人	人	人
5年以上10年未満の経験者	人	人	人	人
3年以上5年未満の経験者	人	人	人	人
3年未満の経験者	人	人	人	人
未経験者（新卒者等）	人	人	人	人

③ 調理員が有する資格の内訳

	管理栄養士	栄養士	調理師	他（ ）	計
調理員	人	人	人	人	人

※ 2つ以上の資格を有する場合は、左に近い1つの資格で計上すること。

（例えば、管理栄養士と調理師を有している場合は、管理栄養士1で計上すること。）

5 保育目標及び保育内容等について（具体的に記述してください）

（1）保育目標の考え方

（2）保育内容の考え方

（3）各種行事の取り組みの考え方

（4）運営管理の考え方

（5）安全管理の考え方

(6) 衛生管理の考え方

--

(7) 給食と食育の考え方

--

(8) 職員の資質向上の考え方

--

(9) 職員の継続雇用及び安定的な雇用の考え方

--

(10) 職員の労務管理・健康管理の考え方

--

(11) 保護者及び周辺住民等からの相談・苦情対応の考え方

--

6 市民福祉に向けての取り組みについて（具体的に記述してください）

(1) 情報提供及び情報公開の考え方

--

(2) 個人情報保護の考え方

--

(3) 保育施設への意見・評価等に対する取り組みの考え方

--

(4) 地域との連携及び地域活動への取り組みの考え方

--

(5) 在宅の子育て家庭への支援の考え方

--

7 保育事業について (具体的に記述してください)

(1) 延長保育事業の考え方

--

(2) 障がい児保育の考え方

--

(3) 一時預かり事業の考え方

--

(4) (1) ~ (3) 以外の保育事業の考え方

--

2 施設規模について（整備後）

建物構造	造 階建
建築面積	_____ m ²
延床面積	_____ m ²
屋外遊戯場	<input type="checkbox"/> 敷地内 _____ m ² （2歳児以上1人あたり _____ m ² ） <input type="checkbox"/> 敷地外・・・園舎から _____ m （位置図に図示）
駐車場	敷地内 _____ 台分 敷地外 _____ 台分・・・園舎から _____ m （位置図に図示）

各室面積表

室名	階別	定員等	内法面積 (m ²)	児童1人あたり の面積 (m ²)	備考
保育室(0歳児)		人			
保育室(1歳児)		人			
保育室(2歳児)		人			
遊戯室					
調理室					
調乳室					
保育士休憩室					
医務室					
事務室					
便所					
沐浴室					
一時保育室					
計					

※室名は、適宜追加・変更すること。

3 施設整備計画に関する添付資料について

土地及び建物について、次の区分により必要資料を添付してください。

大区分	小区分	添付資料
土地	自己所有	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 登記簿謄本（現在事項証明書） <input type="checkbox"/> 地積測量図または丈量図 <input type="checkbox"/> 土地売買確約書（今後取得予定の場合）
	貸与	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 地積測量図または丈量図 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約書または所有者の貸与確約書 <input type="checkbox"/> 地上権または賃借権設定確約書 <input type="checkbox"/> 直近の固定資産評価証明書（有償貸与の場合）
既存建物	自己所有	<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 面積表
	貸与	<input type="checkbox"/> 建物内外主要部分の写真 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 建築確認申請書（第一面～第五面） <input type="checkbox"/> 検査済証の写し <input type="checkbox"/> 耐震上問題がない事を証する書面（S56.5以前の建物の場合） <input type="checkbox"/> 所有権移転確約書（貸与の場合）
選定後 整備する建物		<input type="checkbox"/> 配置図 <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 立面図（作成している場合） <input type="checkbox"/> 断面図（作成している場合） <input type="checkbox"/> 完成予想図（作成している場合）

※ 位置図・配置図・平面図などのいずれかに、屋外遊戯場及び駐車場の範囲を斜線で示すこと。

また、代替地を使用する場合は、その場所を位置図に記すこと。

※ 建物の配置図と平面図には、室名、面積、利用年齢及び利用人員を記すこと。

※ 土地の貸与を受ける場合は、建物の耐用年数以上の賃貸借期間とすること。

※ 建物の貸与を受ける場合は、改修費補助金の交付対象となること。

様式 6

資金計画等の概要

1 資金計画について

(単位：千円)

区 分	所要資金 の総額	内 訳				
		補助金等 (概 算)	贈与金	借入金	自己資金	その他
資 土 金 地 取 得	取得資金					
	造成資金					
	小 計					
資 土 金 地 賃 借	賃借期間	年				
	賃借資金					
建 築 資 金 等	実施設計費 監理費含む					
	工事費					
	開設準備費					
	小計					
整備後初年度 運転資金						
合計						

※ 土地取得資金は自己所有の場合は、記載不要のこと。

※ 工事費（賃貸費含む）の内訳は、様式9に記載すること。

(1) 整備補助金	補助金額等（概算）は、応募申請年度の「保育対策総合支援事業費補助金（小規模保育改修費等支援事業（厚生労働省）」に基づき、記載してください。また、募集要項本文記載事項をよくお読みください。
(2) 贈与金	土地取得資金・建築資金・運転資金の贈与者の状況を提出してください。
(3) 借入金	資金の借入を行う場合には、借入金手続誓約書（別紙）及び借入金償還計画表を提出してください。
(4) 自己資金	預金残高証明書（金融機関が発行したもの）を別途添付してください。
(5) その他の資金	※具体的に記入し、その内容を明らかにできる書類の写し（原本証明要）を添付すること。

2 土地取得資金・建築資金・運転資金の贈与者の状況について

氏名（事業者名） 生年月日・年齢等	代表者・理事 長等との関 係	業種または勤務 先 （役職）※1	贈与金額	贈与額の財源
			千円 (内訳) 1. 土地取得資金 千円 2. 建物建築資金 千円 3. 運転資金 千円	1 不動産売却 売却面積 m ² 2 有価証券売却 3 相続財産 (年相続) 4 長年の蓄積 5 その他具体的に
			千円 (内訳) 1. 土地取得資金 千円 2. 建物建築資金 千円 3. 運転資金 千円	1 不動産売却 売却面積 m ² 2 有価証券売却 3 相続財産 (年相続) 4 長年の蓄積 5 その他具体的に
			千円 (内訳) 1. 土地取得資金 千円 2. 建物建築資金 千円 3. 運転資金 千円	1 不動産売却 売却面積 m ² 2 有価証券売却 3 相続財産 (年相続) 4 長年の蓄積 5 その他具体的に

※ 贈与者が個人の場合は勤務先の概要と役職を記入し、法人の場合は事業の概要を記入すること。

◆贈与を受ける場合の添付書類

贈与元	個人から	法人等から
添付 書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与契約書の写し（原本証明要） ・ 預金残高証明書（写しの場合は原本証明要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 贈与契約書の写し（原本証明要） ・ 残高証明書（写しの場合は原本証明要） ・ 法人等の定款の写し（原本証明要） ・ 議事録の写し（原本証明要） ・ 直近2年分の決算書の写し（原本証明要）

3 借入金償還計画表

借入先・・・ (年利率・・・ %)

(単位：千円)

償還年次	償 還 額			左に対する財源別充当額 (個人別・財源別に記入してください)					
	元金 万円単位とし端 数は初年度に計上	利息 千円未満 は 四捨五入	合計						
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
合計									
償還財源 充当内訳	元 金								
	利 息								

※ 借入先が複数ある場合は、借入先ごとに作成すること。

4 既往借入金状況（令和元年度末現在）について

借入先	貸付契約年月	当初借入額	借入目的 (具体的に)	年利率	平成30年度 償還額 (元金・利息)		(A)の償還 財源内訳 (個人別財源別 内訳を記入)
	(償還期間)	(元金残高)			元金 千円	利息 千円	
	年 月	千円		%	元金 千円	千円	
	(年)	(千円)			利息 千円		
	年 月	千円		%	元金 千円	千円	
	(年)	(千円)			利息 千円		
	年 月	千円		%	元金 千円	千円	
	(年)	(千円)			利息 千円		
	年 月	千円		%	元金 千円	千円	
	(年)	(千円)			利息 千円		
	年 月	千円		%	元金 千円	千円	
	(年)	(千円)			利息 千円		
	年 月	千円		%	元金 千円	千円	
	(年)	(千円)			利息 千円		
計		千円			(A)		
		(千円)			千円	千円	

※ 記載欄が不足する場合は、適宜追加すること。

(別紙)

借入金手続誓約書

私儀、認可保育施設（設置運営・増築・増改築）事業者に決定し、

(借入先名：_____)からの借り入れを行う場合には、速やかに借り入れ
の手続きを行うことを誓約いたします。

年 月 日

掛川市長 様

所在地(住所)

事業者名

代表者氏名

㊞

収支予算内訳書

※ 社会福祉法人会計基準に準拠して作成してください。社会福祉法人以外の法人は、これに相当するものを提出してください。

※ 応募する施設単位で作成してください。

【事業活動収入】

(単位：千円)

勘 定 科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育事業収入			
施設型給付費収入			
施設型給付費収入			
利用者負担金収入			
特例施設型給付費収入			
特例施設型給付費収入			
利用者負担金収入			
私的契約利用料収入			
その他の事業収入			
補助金事業収入			
受託事業収入			
その他の事業収入			
() 事業収入			
() 事業収入			
その他の事業収入			
補助金事業収入			
受託事業収入			
その他の事業収入			
借入金利補助金収入			
経常経費寄附金収入			
受取利息配当金収入			
その他の収入			
受入研修費収入			
利用者等外給食費収入			
雑収入			
事業活動による収入計(1)			

【事業活動支出】

(単位：千円)

勘 定 科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人件費支出			
職員給料支出			
職員賞与支出			
非常勤職員給与支出			
派遣職員費支出			
退職給付支出			
法定福利費支出			
事業費支出			
給食費支出			
保健衛生費支出			
保育材料費支出			
水道光熱費支出			
燃料費支出			
消耗器具備品費支出			
保険料支出			
賃借料支出			
車輛費支出			
() 費支出			
雑支出			
事務費支出			
福利厚生費支出			
旅費交通費支出			
研修研究費支出			
事務消耗品費支出			
印刷製本費支出			
水道光熱費支出			
燃料費支出			
修繕費支出			
通信運搬費支出			
会議費支出			
広報費支出			
業務委託費支出			
手数料支出			
保険料支出			
賃借料支出			
土地・建物賃借料支出			
租税公課支出			
保守料支出			
諸会費支出			
() 費支出			
雑支出			
() 支出			
利用者負担軽減額			
支払利息支出			
その他の支出			
利用者等外給食費支出			
雑支出			
事業活動による支出計(2)			
事業活動資金収支差額(3) = (1)-(2)			

様式 7-3

【その他活動による収支】

(単位：千円)

勘定科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期運営資金借入金元金償還金収入			
長期運営資金借入金収入			
事業区分間長期借入金収入			
拠点区分間長期借入金収入			
サービス区分間繰入金収入			
() 収入			
その他の活動による収入計(4)			
長期運営資金借入金元金償還金支出			
長期運営資金借入金支出			
積立資産支出			
退職給付引当資産支出			
() 積立資産支出			
事業区分間長期借入金支出			
拠点区分間長期借入金支出			
サービス区分間繰入金支出			
() 支出			
その他の活動による支出計(5)			
その他の活動資金収支差額(6) = (4) - (5)			
予備費支出(7)			

資金収支差額の合計(8) = (3) + (6) - (7)			
-----------------------------------	--	--	--

様式 8

外部監査、第三者評価等の状況

評価機関名	
実施対象年度	
評価結果、指摘された事項及び措置	
特記事項	

- (1) 文書指摘を受けていない場合は、その事実を証明する書類を添付すること。
（例）監査結果通知書（直近2年分）
- (2) 文書指摘を受け改善報告をしている場合は、その事実を証明する書類を添付すること。
（例）改善報告書（直近2年分）
- (3) 複数の施設を運営している場合については、直近に開園された施設2か所分の監査書類を提出すること。

施設整備費等概算見積書

※工事費、設計費、開設準備費の見積書（写し）を添付してください。

[施設整備総額]

(単位：千円)

項目	内訳	見積額(税込)	備考
本体工事費	建築主体工事		
	電気設備工事		
	給排水衛生ガス設備工事		
	冷暖房設備工事		
	昇降機設備工事		
	太陽光発電設備		
	外構工事		
	解体撤去工事		
	仮施設工事		
	共通仮設費		
	現場管理費		
	一般管理費		
	本体工事費 小計		
設計費	実施設計費		
	設計監理費		
開設準備費			
借地料			工事期間中のみ
合計			

※項目・内訳は適宜、追加・変更すること。